

事業主様

大阪市中央区内本町 2-1-13  
近畿化粧品健康保険組合  
近畿化粧品厚生年金基金  
(公 印 省 略)

### 適用関係届の日本年金機構等への回付事務の廃止について(お知らせ)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合及び基金の事業運営に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度の施行に伴いまして、現在行っております適用関係届（資格取得・喪失届他）の日本年金機構等への回付事務につきましては、健康保険組合及び厚生年金基金が厚生年金保険の適用関係届に係るマイナンバーを取り扱うことができないことから、下記のとおり回付事務は廃止させていただくこととなりますので、届書は直接各機関にご送付くださいますようお願いいたします。

回付廃止時期は、届書の様式が変更されます平成 29 年 1 月からとさせていただきます。

#### 〈 適用関係届 回付事務の流れ 〉

##### ◆現在

事業所 → 健康保険組合 → 厚生年金基金 → 日本年金機構

##### ◆平成 29 年 1 月以降

事業所 → 健康保険組合  
事業所 → 厚生年金基金  
事業所 → 日本年金機構 } 健康保険組合を経由せず  
直接提出してください。

収集した個人番号（特定個人情報）は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えては利用しません。

なお、事業所におかれましても、今後、個人番号記載の届出書を提出される場合は、取扱いにくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。